

春日部市条例第 36 号

北春日部駅周辺地区土地区画整理事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

春日部市長

石谷 弘

北春日部駅周辺地区土地区画整理事業助成条例の一部を改正する条例

北春日部駅周辺地区土地区画整理事業助成条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
助成対象事業	助成の範囲	助成対象事業	助成の範囲
その他道路	幅員6メートルを超える部分の区画道路及び <u>自転車歩行者専用</u> 道路の用地費相当額、補償及び築造に要する費用の10分の10以内	その他道路	幅員6メートルを超える部分の区画道路及び <u>歩行者専用</u> 道路の用地費相当額、補償及び築造に要する費用の10分の10以内
(略)	(略)	(略)	(略)
雨水流出抑制施設	雨水流出抑制施設の整備に係る用地費相当額 <u>及び補償</u> に要する費用の <u>2分の1以内、築造に要する費用の10分の10以内</u>	雨水流出抑制施設	雨水流出抑制施設の整備に係る用地費相当額、 <u>補償及び築造</u> に要する費用の <u>3分の1以内（市民が利活用する施設については、築造に要する費用の3分の2以内）</u>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後の交付申請に係る事業について適用し、同日前の交付申請に係る事業については、なお従前の例による。